

名家連ニュース

令和元年11月29日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.667号

家族相談室便り～知らされないまま翻弄される家族の群像～

病気の症状、障害(生きづらさ)にどう対応すればいいのか、利用できる制度や医療福祉サービスも「知らない/分からない」まま、家族で抱え込み、心身とも疲弊している相談者が後を絶ちません。この国は、精神の病気や障害を家族の自己責任にしているのではないか…悲しさと憤りを禁じ得ません。

今回は、70歳以上の当事者二人(相談者の立場は子供及び本人)の相談事例から精神障害者保健福祉手帳に関する情報を紹介していきます。(文責：家族相談員/堀場)

◆◆ 手帳の申請に年齢制限はありません ◆◆

事後重症による障害年金の請求は「65歳に達する前日まで」となっていますが、精神障害者保健福祉手帳には年齢制限はありません。※認知症の親を介護している家族は、手帳を申請しましょう。

名古屋市では、手帳1級・2級所持者は「医療証(65歳以上の場合は福祉給付金)」が交付され全診療科全額無料(入院・通院)、かつ現物給付です。

精神障害者も精神科以外に癌や糖尿病など様々な身体疾患で治療を要する事態は避けられません。所得補償が乏しい精神障害者に「医療費3割負担」は重すぎます。手帳を取得し、早期治療で「重症化」を回避しましょう。



手帳の申請窓口を確認しましょう

受付窓口は、居住区の保健センター保健予防課(注)または保健センター分室となりますが、保健センターが区役所庁舎と別庁舎となっている中村区、瑞穂区、港区、南区、緑区の5区は、下記の保健センター業務の一部が令和元年5月7日より区役所庁舎内に移されましたのでご注意ください。

- ・自立支援医療(精神通院)
- ・福祉特別乗車券
- ・重度精神障害者タクシー料金助成制度
- ・NHK放送受信料の減免
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・障害福祉サービス
- ・市営住宅の福祉向入居募集
- ・日常生活用具給付制度

区名	電話番号
中村区	453-5371
瑞穂区	852-9221
港区	654-9661
南区	823-9374
緑区	625-3881

申請/相談窓口 保健センター保健予防課/保健センター分室の一覧表

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
千種	753-1981	(山田)	501-5029	熱田	683-9682	守山	796-4622
東	934-1217	中	265-2261	昭和	735-3962	(志段味)	736-2027
北	917-6553	中川	363-4461	名東	778-3112		
(楠)	901-2284	(富田)	301-8430	(徳重)	878-2508		
西	523-4616	(南陽)	301-8479	天白	807-3914		



※()は、保健センター分室(北区、西区、中川区、港区、緑区、守山区)

次ページで名古屋市の「障害者医療費助成・福祉給付金」の内容を紹介しています

◆ 障害者医療費助成・福祉給付金のご案内 ◆

精神障害者保健福祉手帳の1・2級を取得された方へ

	障 害 者 医 療	福 祉 給 付 金
対象者	市内にお住まいで、1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの65歳未満の方 ※ただし、次の方は対象になりません。 ・健康保険に加入していない方 ・生活保護を受給している方 ・所得が基準額の範囲を超える方 ・他の法令などによる給付があることで医療費の自己負担額が発生しない方	市内にお住まいで、1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの65歳以上の方 併せて、後期高齢者医療障害認定の申請も必要です。 ※ただし、次の方は対象になりません。 ・生活保護を受給している方 ・所得が基準額の範囲を超える方
助成の対象	保険診療の自己負担額 ※入院時の差額ベッド代など保険診療の対象とならない費用および入院食費の標準負担額は助成されません。	保険診療の自己負担額 ※入院時の差額ベッド代など保険診療の対象とならない費用および入院食費の標準負担額は助成されません。
申請手続き	申請の際にお持ちいただく者 ・精神障害者保健福祉手帳 ・健康保険証 ※1月1日に名古屋市に住所がない方は、1月1日の住所地の市町村が発行する「所得証明書」が必要になります。	申請の際にお持ちいただく者 ・精神障害者保健福祉手帳 ・後期高齢者医療被保険者証 ※1月1日に名古屋市に住所がない方は、1月1日の住所地の市町村が発行する「所得証明書」が必要になります。
ご利用には障害者医療証・福祉給付金資格者証の交付申請が必要です。住民票のある区の区役所保険年金課保険係又は支所保険係で手続きをしてください。		
資格取得	障害者医療証・福祉給付金資格者証は、申請された月の1日（福祉給付金については、後期高齢者医療障害認定日）から有効となります。 なお、新規に1・2級の精神障害者保健福祉手帳を取得した方（更新や等級変更による等級の変更を含む）の場合、障害者医療証・福祉給付金資格者証は以下の日から有効となります。 （ただし、精神障害者保健福祉手帳の決定日から2週間以内に障害者医療証及び福祉給付金交付申請を行った場合に限りです。）	
	精神障害者保健福祉手帳申請種別	障害者医療証資格取得
	福祉給付金資格者証資格取得	
	新規申請	後期高齢者医療障害認定日から有効
	更新申請	後期高齢者医療障害認定日から有効
	等級変更申請	後期高齢者医療障害認定日から有効
※精神障害者保健福祉手帳の決定日は、精神障害者保健福祉手帳交付通知書をご覧ください。		